

三菱・韓国人元徴用工被爆者手帳申請却下処分取消訴訟
上告審決定

(最高裁 2009年12月22日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成20年（行ツ）第389号

平成20年（行ヒ）第451号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成18年（行コ）第16号三菱元徴用工・被爆者健康手帳申請却下処分取消等請求事件について、同裁判所が平成20年9月2日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年12月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 那 須 弘 平

裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 近 藤 崇 晴

当 事 者 目 録

大韓民国京畿道 [REDACTED]

上告人兼申立人 李 [REDACTED] [REDACTED]

大韓民国京畿道 [REDACTED]

上告人兼申立人 朱 [REDACTED] [REDACTED]

上記兩名訴訟代理人弁護士

在 間 秀 和
足 立 修 一
幸 長 裕 美
奥 村 秀 二
林 範 夫
端 野 真

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 千 葉 景 子

広島市中区基町10-52

被上告人兼相手方 広 島 県

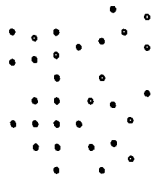
同代表者知事 湯 崎 英 彦

広島市中区国泰寺町1-6-34

被上告人兼相手方 広 島 市

同代表者市長 秋 葉 忠 利

上記3名指定代理人 藤 川 正 徳



これは正本である。

平成21年12月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 緑川憲治

